

別表 1（第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 8 条関係）

(1) 脱炭素補助対象機器

対象機器	ZEH、ZEH+ 新築住宅のみ(新築の定義は第 2 条を参照)
提出書類	○第 5 条(10)に定める書類は以下のとおり。 ・BELS 評価書 ・工程表(高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備の工期がわかるもの) ・高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備の仕様がわかる書類 ○第 8 条(8)に定める書類は以下のとおり。 ・電力契約内容がわかる書類（余剰配線による売電であることがわかる書類） ・単線結線図 ・家全体の写真、高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備、太陽光発電設備の写真（全体写真、品番等がわかる写真それぞれ 1 部ずつ）
事業着手日の考え方	事業着手日は、原則として契約締結行為又は工事着工日のいずれか早いほうをいう。事業着手日が補助金の交付申請日以降でなければ補助対象とならない。 契約上、工程表等で高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備のいずれかの工事開始日が明確になっているのであれば、その日を事業着手日とすることができる。
補助額の算定	ZEH ・ 55 万円／戸以内 (高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備に要した費用の合計額) ZEH+ ・ 100 万円／戸以内 (高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備に要した費用の合計額) ・ 国の補助事業との併用はできない ・ ZEH、ZEH+の補助対象経費は、高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備に係る合計金額とする。 ※ZEH、ZEH+の経費として認められる給湯設備は、電気ヒートポンプ給湯器(エコキュート、おひさまエコキュート)、ガス潜熱回収型給湯器(エコジョーズ)、石油潜熱回収型給湯器(エコフィール)、電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器(ハイブリッド給湯器)、太陽熱利用システム、燃料電池(エネファーム)に限る。 ※導入する換気システムは、24 時間換気に係るものであること。
補助要件	① 事業実施主体は、新築戸建住宅、新築建売住宅（建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅）の購入予定者となる個人とする。 ② 申請者が常時居住する住宅であり、専用住宅であること。ただし、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分が ZEH の基準を満たすこと。 ③ ZEH ロードマップにおける『ZEH』の定義を満たしていること。 (a)住宅の外皮性能は、建築物省エネ法の地域区分 2 の強化外皮基準（UA 値 0.4 以下）を満たすこと。 (b)設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されていること。※ 1 ※ 2 (c)太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入すること(売電を行う場合は全量買取方式では

	なく、余剰買取方式によること。 (d)設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 100% 以上削減されていること。(※1※2) ④ 申請する住宅について、省エネルギー性能表示にて、『ZEH』であることを示す証書を取得すること。 【ZEH+のみ⑤～⑦の全てを満たしていること】 ⑤ ③、④の<ZEH の交付要件>を満たしていること。 ⑥ 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から 25%以上削減されていること。 ⑦ 次の a、b、c のうち 2 つ以上を選択し導入すること (a) 住宅の外皮性能は、建築物省エネ法の地域区分 2 の強化外皮基準 (UA 値 0.3 以下) を満たすこと。 (b) HEMS により、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。 (c) 再エネ発電設備により発電した電力を電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車に充電を可能とする設備、又は電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること。 ※1 エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)」に準拠するものとする。また、エネルギー計算は空調 (暖房・冷房)、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。 ※2 再生可能エネルギー等を加えて 100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含む。 ⑧ その他、国実施要領別紙 2 の 2 エ (ツ) に定める交付要件を満たすこと。
対象機器	太陽光発電設備(自家消費型) (新築住宅、既存住宅対象。店舗併用住宅を含む。) ※ソーラーカーポート含む
提出書類	○第 5 条(10)に定める書類は以下のとおり。 ・契約内容内訳書(様式第 19 号) ※事業着手日の考え方において必要な場合 ・耐風、耐雪について確認できるカタログ等(ソーラーカーポートの場合) ・太陽光モジュールの配置がわかる図面(ソーラーカーポートの場合) ○第 8 条(8)に定める書類は以下のとおり。 ・委任状(様式第 20 号) ・余剰電力を売電する場合は、非 FIT で売電することがわかる書類 ・太陽光の全体写真、パワーコンディショナーの写真
事業着手日の考え方	・事業着手日は、原則として契約締結行為又は工事着工日のいずれか早いほうをいう。事業着手日が補助金の交付申請日以降でなければ補助対象とならない。 ・新築住宅において、新築工事契約と太陽光発電設備が別契約である必要がある。

	・新築工事契約に太陽光発電設備工事が包含されている場合、契約相手からの確約や申し出(契約内容内訳書【様式第 19 号】)により、他の新築工事と太陽光の事業費を明確にすること。 ・上記について、事業費が明確にできる場合、契約上、工程表等で確認できる太陽光発電設備工事開始日を事業着手日とすることができる。
補助額の算定	・kW あたり 7 万円(※太陽光モジュールの合計 kW かパワーコンディショナーの出力いずれか低い数値) ※kW の小数点以下は切り捨て ※パワーコンディショナーの出力値は、単機能とハイブリッドで違うことがあるため、申請書に記載する際は注意すること。 ・上限 10kW(70 万円) ・ソーラーカーポートの場合、「kW あたり 7 万円」及び「カーポート設置費を除く太陽光発電設備の設置費」で算定した金額のいずれか低い金額を補助額とする。 ・国の補助事業との併用はできない
補助要件	① 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。 ② 再エネ特措法に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定を取得しないこと。 ③ 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 ④ 本補助金により導入する太陽光発電設備で発電した電力量のうち、30%以上を自家消費できること。また、発電を開始した翌月から 1 年分の自家消費率を【太陽光自家消費率報告書（様式第 17 号）】で報告できること。 ⑤ その他、国実施要領別紙 2 の 2 ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。 ⑥ 申請する住所の敷地内に太陽光発電設備が設置されていないこと。
対象機器	定置用リチウムイオン蓄電池（新築住宅、既存住宅対象。店舗併用住宅を含む。）
提出書類	○第 5 条(10)に定める書類は以下のとおり。 ・契約内容内訳書(様式第 19 号) ※事業着手日の考え方において必要な場合 ○第 8 条(8)に定める書類は以下のとおり。 ・単線結線図 ・設置後の写真（蓄電池本体、パワーコンディショナー）
事業着手日の考え方	・事業着手日は、原則として契約締結行為又は工事着工日のいずれか早いほうをいう。事業着手日が補助金の交付申請日以降でなければ補助対象とならない。 ・新築住宅において、新築工事契約と定置用リチウムイオン蓄電池が別契約である必要がある。 ・新築工事契約に定置用リチウムイオン蓄電池工事が包含されている場合、契約相手からの確約や申し出(契約内容内訳書【様式第 19 号】)により、他の新築工事と定置用リチウムイオン蓄電池の事業費を明確にすること。 ・上記について、事業費が明確にできる場合、契約上、工程表等で確認できる定置用リチウムイオン蓄電池工事開始日を事業着手日とすることができる。
補助額の算定	蓄電池の価格の 1/3（※工事費込みで 1 kWh あたり 14.1 万円未満） ※蓄電池の費用 ÷ 蓄電容量で得た数字が 14.1 万円未満であること。 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で産出される蓄

	電池部の値のこと。kWh 単位で小数点第二位以下を切り捨てて計算すること。 ・非常用の部材費(その工事費を含む)を除く経費を認定する。 ・国の補助事業との併用はできない
補助要件	① 本補助金で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。 ② 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 ③ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 ④ 補助額の算定の※に定める価格以下の蓄電システムであること。 ⑤ 4,800Ah・セル相当の kWh 未満の定置用リチウムイオン蓄電池であること。 ⑥ 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 ⑦ 蓄電池部安全基準は、JIS C8715-2 の規格を満足すること。 ⑧ 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）は、JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。 ※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 ⑨ 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。 ⑩ メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。 ⑪ その他、国実施要領別紙 2 の 2 ア（イ）に定める交付要件を満たすこと。
対象機器	エコキュート（新築住宅、既存住宅対象。店舗併用住宅の店舗部分を除く。）
提出書類	○第 5 条(10)に定める書類は以下のとおり。 ・省 CO₂計算シート（様式第 4 号） ・更新前の給湯効率がわかる書類(電気温水器以外の場合) ・更新前の給湯器の写真(品番やメーカーが確認できる写真、全体写真) ・契約内容内訳書(様式第 19 号) ※事業着手日の考え方において必要な場合 ○第 8 条(8)に定める書類は以下のとおり。 ・設置後の写真（エコキュート本体、銘板、リモコン、室外機）
事業着手日の考え方	・事業着手日は、原則として契約締結行為又は工事着工日のいずれか早いほうをいう。事業着手日が補助金の交付申請日以降でなければ補助対象とならない。 ・新築住宅において、新築工事契約とエコキュートが別契約である必要がある。 ・新築工事契約にエコキュート工事が包含されている場合、契約相手からの確約や申し出(契約内

	容内訳書【様式第 19 号】)により、他の新築工事とエコキュートの事業費を明確にすること。 ・上記について、事業費が明確にできる場合、契約上、工程表等で確認できるエコキュート工事開始日を事業着手日とすることができる。
補助額の算定	設置に要した費用の 1/4 ・上限額 18 万円 ・給湯設備の経費は ZEH、ZEH+の経費となるため、ZEH を申請する場合、エコキュートの申請はできない。 ・更新前の給湯器に係る処分費用、北電申請費、その他オプション部材等(事業に必須なものを除く)については、補助事業経費に含めない。 ・国の補助事業との併用はできない。
補助要件	① 従来の給湯機器等に対して 30%以上省 CO2 効果 (CO2 削減効果) が得られるもの。 ※新築住宅での申請の場合、電気温水器(給湯効率 1.0)からの買い替えとして取り扱う。 ② 更新前給湯器の給湯効率を明らかにできること(電気温水器の場合、給湯効率は 1.0 とする)。